

徹底した再捜査と起訴を求める上申書

平成26年（2014年）8月8日

東京地方検察庁

検事正 青沼 隆之殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

第1 上申の趣旨

- 1 検察官は、東京電力に対して直ちに捜索を含む強制捜査を実施すべきである。
- 2 検察官は、被疑者勝俣，武黒，武藤，小森について，再度取調を行うべきである。
- 3 検察官は，十分な捜査を行うために検察審査会法41条の2 第2項に基づき，再捜査の期間について延長を必要とする期間（3ヶ月が適当であると思料する）とその理由を通知するよう求める。
- 4 検察官は，検察審査会の議決に示された市民の良識に耳を傾け，不起訴の判断を見直し，被疑者勝俣，武黒，武藤，小森について起訴せよ。

第2 上申の理由

目次

1	3名の役員に起訴相当，1名に不起訴不当の決定	2
2	今回の議決は福島の人々の被害の重みを理解して出された画期的なものである	3
3	原子力事業者に課せられた高度の注意義務を確認	4
4	検察審査会の画期的判断を導き出した古川論文と福井地裁大飯原発差止判決	5
5	議決の基礎となった予見可能性の判断方法についての考え方	8
6	審査会が認定した津波想定に関する事実関係	9
7	津波の可能性についての議決の検討とその意味	12
8	浸水したら，過酷事故になることはわかっていた	14
9	必要な対策を講じていれば，結果の回避，軽減はできた	15
10	規制当局や他の電力事業者も十分な対応をしていないということは，東電の 言い逃れの理由とはならない	18
11	各被疑者らの責任	20
12	検察は，徹底した再捜査を行い，被疑者4名を検察自らの手で起訴せよ	24

1 3名の役員に起訴相当，1名に不起訴不当の決定

7月31日に，東京第五検察審査会は，東京地検が昨年9月9日に不起訴処分とした東電元幹部ら42人のうちの3人について，業務上過失致死傷罪で「起訴相当」とする議決書を公表した。議決は7月23日付，議決書は7月30日付であった。

平成25年（2013年）10月16日に，福島原発告訴団の申立人らは，東京電力の原発関係の業務に就いていた役員6名を対象を絞って検察審査会に同年9月9日になされた不起訴処分は不当であると申し立てていた。

検察審査会が「起訴相当」としたのは，勝俣恒久元会長，武藤栄，武黒一郎の両元副社長である。小森明生元常務については「不起訴不当」とした。榎本聰明，鼓紀男元取締役については，権限がないとい

う理由で不起訴相当とされた。

議決が認定した被疑事実は、次のとおりである。

「被疑者らは、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の関係者であるが、福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の運転停止又は設備改善等による安全対策を講じて、大規模地震に起因する巨大津波によって福島第一原発において炉心損傷等の重大事故が発生するのを未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、必要な安全対策を講じないまま漫然と福島第一原発の運転を継続した過失により、東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）及びこれに伴う津波により、福島第一原発において炉心損傷等の重大事故が発生させ、水素ガス爆発等により一部の原子炉建屋・格納容器を損壊させ、福島第一原発から大量の放射性物質を排出させて、多数の住民を被ばくさせるとともに、現場作業員らに傷害を負わせ、さらに周辺病院から避難した入院患者らを死亡させた。」（7月30日付議決書、以下「議決書」という。2頁）

この議決の意義は次のようにまとめられるだろう。

2 今回の議決は福島の人々の被害の重みを理解して出された画期的なものである

告訴団は、委員に直接面談し、福島原発事故の被害の実情について訴える場を作って欲しいと繰り返し訴えた。このような訴えはかなわなかったが、議決は、「平成23年3月11日に起こった福島第一原発の事故は、本件地震による津波を契機として発生した我が国未曾有の重大事故であり、現時点でも未だ収束していない。

当審査会は、事故に遭われた方々の思いを感じるとともに、様々な要素が複雑に絡み合っ発生した重大事故について、個人に対して刑法上の責任を問うことができるのかという観点も踏まえつつ、検討を行

った。」（議決書 3 頁）としている。

我々が提出していた事故被害者の事故後の生活の報告などを読む中で、福島原発事故の被害者の無念の気持ちは伝わっていたのである。今回の議決は福島の人々の被害の重みを十分理解して出された画期的なものであり、検察はこれを重く受け止めて徹底した再捜査を行うべきである。

3 原子力事業者に課せられた高度の注意義務を確認

議決は、まず原子力事業者が業務の遂行の過程で負っている注意義務が高度のものであることを認めている。

「チェルノブイリ原子力発電所の事故を見ても明らかなように、原子力発電は一度事故が起きると被害は甚大で、その影響は極めて長期に及ぶため、原子力発電を事業とする会社の取締役らは、安全性の確保のために極めて高度な注意義務を負っている。」

最高裁判所における伊方原発訴訟に対する判決は、原子力発電の安全審査について『災害が万が一にも起こらないようにするため』に行われるものとしている。」

「今回の福島第一原発の事故は、巨大な津波の発生が契機となったことは確かであるが、そもそも自然災害はいつ、どこで、どのような規模で発生するかを確実に予測できるものではない。

今までの原子力発電所を襲った地震をみても、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震では、東北電力女川原子力発電所で基準地震動を超える地震動が観測され、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震では、東京電力柏崎刈羽原子力発電所で基準地震動を超える地震動が観測されている。根拠のある予測結果に対しては常に謙虚に対応すべきであるし、想定外の事態も起こりうることを前提とした対策を検討しておくべきものである。」（議決書 3 頁）

このような考え方は、東京地検の不起訴時の判断基準とは異なるものであるが、原発事故の苛酷さと広汎性を考えれば、このような高度の注意義務を課すことは、ある意味で当たり前のことである。

4 検察審査会の画期的判断を導き出した古川論文と福井地裁大飯原発差止判決

(1) 古川元晴氏「なぜ日本では大事故が裁かれないのか」

申立人らは、検察審査会に提出した上申書の中で、二つの論拠をもって、電力事業者に課される注意義務が高度のものであることを主張した。

一つ目が古川元晴元検察官による論文の公表である。福島原発事故に関する検察官による不起訴処分を元検察官である法律家が厳しく理論的に批判した文献が公表された。岩波書店が発行する雑誌『世界』の平成26年(2014年)6月号に掲載された古川元晴氏による「なぜ日本では大事故が裁かれないのか」がそれである(甲1号証)。

古川氏は、1941年生まれで、検察官、法務省刑事局総務課長、官房総務審議官、内閣法制局参事官、司法研修所上席教官、京都地方検察庁検事正などを歴任し、現在は弁護士をされるかたわら、「法の支配」実務研究会代表をされている。その経歴からもわかるように、刑事事件の捜査と、法令の解釈を職務とされてきた方である。

同氏は、この論文の中で、「本来であれば、原発事故のような甚大な被害をもたらす危険業務に関しては、当初から「万が一にも事故を起こしてはならない」という観点からの立法上・行政上の措置が適切に採られるべきだったのである。

すでに一般国民が裁判員や検察審査会の審査員などとして刑事司法に主体的に関与することとなり、「お任せ司法」から「自分たちの司法」への転換が進んでいる。社会が要請する安全と法律が守ろうとす

る安全との乖離は、今後ますます許されなくなるであろう。司法は、そのために果たすべき役割の重大性が一般国民から適切に認識されて、各界各層から信頼され期待される存在であり続けたいものである。」（甲 1 175 頁～176 頁）と述べられている。

検察庁は組織の大先輩である古川氏の意見、そして検察審査会の議決に示された市民の良識に謙虚に耳を傾け、再捜査に当たったの過失の有無を判断する際の注意義務のレベルについて適切な見直しを行うべきである。

（２）福井地裁大飯原発差し止め判決

もう一つの論拠が、さる 5 月 21 日の福井地裁の大飯原発差し止め判決である。原発の運転差し止めをめぐる訴訟で、3.11 後でははじめての判決が 5 月 21 日に、福井地裁で言い渡された。原発事故後、唯一再稼働された実績を持つ大飯原発をめぐる訴訟であり、注目されていたが、「大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない」と明確な判決となった（甲 2 号証 判決要旨）。

この判決は、これまで原発の安全性について行政の判断に任せて自身の判断を回避してきた司法が、福島原発事故という悲惨な被害を受け、目を見開いて真剣に向き合った判決だといえる。この判決は将来の原発の再稼働を認めるべきかどうかについて争われた事件であるが、既に発生した原発事故の刑事責任について考える上でも、極めて示唆に富む内容となっている。

判決の骨格は次のように理解される。まず、人の生命を基礎とする人格権について「我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」と、もっとも重要な権利であることをはっきりと認め、この人格権を侵害するおそれのある原発の差し止めを請求できるのは当然であると認めている。

次に、原発に求められる安全性について、原発の稼働は経済活動の自由という範疇にあり、人格権の概念の中核部分より劣位に置かれるべきだと述べ、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」として、福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差し止めが認められるのは当然だと述べている。

従来、同種の訴訟では裁判所が、原発の運転にともなう安全確保という複雑で高度に専門的な問題については裁判所としての判断を避けて、行政の裁量に委ねる傾向があったが、この点について判決は「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べている。

未来の原発運転を認めるかどうかについての、この判断は、現実に発生した事故の刑事責任を考えると、ほとんどそのまま適用できる。

これに続いて判決は、裁判所が具体的危険性の有無を判断することは、「人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない」としている。

原発事故は被害の大きさに鑑みて、そのような被害が万が一にも起きないように、安全審査は厳密に行なわれなければならないということは、過去、伊方原発をめぐる行政訴訟の最高裁判決でも示されていた。今回の判決は、その部分は含んだうえで、民事差止訴訟において

は、規制基準の適合性や規制委員会の審査の適否という観点ではなく、人格権と条理の観点から、具体的な危険性が万が一にもあるかどうかを裁判所として判断する立場をとった。伊方原発の最高裁判決では原発の運転の可否については専門家の判断を尊重しなければならないという論理を採用していたが、それを乗り越える論理として、民事訴訟の提訴の根拠である人格権と条理という原点に帰る考えを示したのである。

(3) 求められる検察の決断

検察は、原発のようにひとたび事故が起これば、多くの市民の生命と安全に取り返しのつかない被害を与える技術に関する過失責任については、事業者に高度の注意義務を課すべきである。

このような厳しい注意義務を課さない限り、今後も原発事故は防げないし、次の事故についても、誰も処罰されないということとなるであろう。

推本の長期予測のような根拠ある予測が示された場合には、これに基づく結果回避措置を直ちにとるべきであったという判断基準にもとづいて、不起訴処分を見直し、徹底した再捜査を行うべきである。

5 議決の基礎となった予見可能性の判断方法についての考え方

「検察官は、予見可能性について、『10m盤を大きく超えて建屋内が浸水し、非常用電源設備等が被水して機能を喪失するに至る程度の津波が襲来すること』についての具体的予見可能性が認められるか否かを問題とし、被疑者らについて、いずれもこれらの具体的予見可能性を認めるのは困難であるとした。また、結果回避可能性も認められないとした。」

「そもそも地震や津波という自然現象について、具体的に、いつ、

どこで発生するかまでを予見することは不可能である。

原子力発電所を扱う事業者として、安全性確保のための対策を取ることが必要である津波として認識することが可能であったといえれば、津波襲来に関する具体的な予見が可能であったというべきである。

そして、この予測に応じて必要な対策を施した場合に、事故の結果が回避できたといえるのであれば、結果回避可能性も認められる。」
(議決書 4 頁) とした。

検察官は、その不起訴理由において、そもそも不確定な自然災害について、あまりにも細かい点までの予見可能性を要求していた。このような不合理な態度が、議決では市民の良識にもとづいて適切に修正され、このような理論的立場が、起訴相当の判断の基盤となっている。あまりにも、細かい点についての予見可能性を求めていた検察の判断を、検察審査会決定にもとづいて改めるべきである。

6 審査会が認定した津波想定に関する事実関係

この議決は、津波襲来に関する予見可能性を検討する上で、地震調査研究推進本部（以下「推本」という。）の「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）とこれに基づく津波高の試算を重視している。

① 平成 14 年 7 月、推本は、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでマグニチュード 8 クラスの津波地震が 30 年以内に 20% 程度の確率で発生すると予測した。

平成 16 年 5 月、土木学会の津波評価部会における津波ハザード解析の研究の一環として、三陸沖から房総沖にかけての海溝寄りの津波地震の発生に関する重みづけアンケートが実施された。その結果、土木学会の津波評価技術に基づく考え方を支持するものが約 0.4、推本の長期評価に基づく考え方を支持するものが約 0.6 との結果とな

った。

② 平成18年9月、原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改定し、津波については「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を「十分に考慮したうえで設計されなければならない」とした。上記指針の改定を受け、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）が、電力事業者に対し、既設の原子力発電所について新指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告を求めること（以下「耐震バックチェック」という。）を指示するとともに、耐震バックチェックに当たっての基本的な考え方となる耐震バックチェックルールを策定した。耐震バックチェックルールでは、津波の評価について、既往の津波の発生状況、最新の知見等を考慮して実施することとされた。

③ 平成19年11月ころ、東京電力の土木調査グループ（以下「土木調査グループ」という。）において、耐震バックチェックの最終報告における津波評価につき、推本の長期評価の取扱いに関する検討を開始した。平成20年2月、東京電力「中越沖地震対応打合せ」（被疑者勝俣恒久ら幹部が出席。）において福島第一原発の想定津波水位が従来の予想を上回るO. P.（小名浜港工事基準面）+7.7m以上に上昇する可能性があることが報告され、資料が配付された。東京電力では、推本の長期評価を踏まえ、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定するなどして津波水位を試算したところ、平成20年3月、福島第一原発の敷地南側においてO. P. +15.7mとなる旨の結果を得られた。

④ 平成20年3月、東京電力における中越地震対応打合せにおいて、プレスリリース用のQ&Aに関し、津波の評価について、耐震バックチェック最終報告において推本の長期評価を考慮する旨の修正が報告され、了承された。同月、被疑者武藤栄が福島県生活環境部長に対し「津波の評価については耐震バックチェック最終報告にて報告する。最新の知見を踏まえて安全性の評価を行う。」と説明した。

⑤ 平成20年6月、土木調査グループから被疑者武藤栄らに対してO. P. + 15. 7 mの試算結果が報告された。被疑者武藤栄は、(ア) 非常用海水ポンプが設置されている4 m盤への津波の遡上高を低減する方法、(イ) 沖合防波堤設置のための許認可について、(ウ) 機器の対策の検討を指示した。

⑥ 平成20年7月、被疑者武藤栄から土木調査グループに対し、耐震バックチェックにおいては推本の見解を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施し、推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、これらの方針について、津波評価部会の委員や保安院のワーキンググループ委員の理解を得ることなどを指示した。

⑦ 平成20年8月、土木調査グループが、房総沖地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定した場合の津波水位を試算したところO, P. + 13. 6 mとなる結果を受領した。

⑧ 平成20年11月、土木調査グループ担当者が、貞観津波の波源モデルを用いた津波水位が、福島第一原発についてO. P. + 8. 6 ~ + 9. 2 mとなる旨の結果を受領した。

⑨ 平成22年8月から、東京電力の土木調査グループを含めた関係部門間で「福島地点津波対策ワーキング」を開催した。将来的に推本の長期評価や貞観津波に関して津波対策を講じる必要性が生じる可能性が高いことを踏まえ、福島原発における津波対策等を検討する目的で設置され、非常用海水ポンプの水密化等の検討がなされた。

⑩ 平成23年2月、保安院が、推本が長期評価を改訂して貞観津波に関する記載を盛り込むことを予定している旨の情報を入手し、東京電力に対し、福島原発における津波対策の現状等に関する説明を要請した。

平成23年3月7日、土木調査グループ担当者が保安院にO. P. + 15.7mの試算結果や貞観津波の試算結果を報告した。（議決書4頁～7頁）

7 津波の可能性についての議決の検討とその意味

これらの事実関係は概ね政府事故調が認めた事実関係であり、告訴人らが告訴に当たって主張した事実関係である。しかし、ここには、政府事故調の認定した事実関係について、その意味づけを変えている部分がある。それは、上記④⑤⑨の部分である。

また、推本について、「推本は、地震予測に関し、日本で権威を有する機関であり、その予測は科学的な根拠に基づくものと考えられ、当然、推本の長期評価は最新の知見として取り込むべきものである。学者の重みづけアンケートでも、従来の土木学会による津波評価技術による方法よりも支持を得ている。」「東京電力は、10mを超える津波が襲来する確率は、1万年に1度から10万年に1度との試算を得ていたが、これは耐震バックチェックの基準地震動に用いた地震動

の確率と同程度であり、耐震審査設計指針の『施設の供用期間中に極めてまれではあるが、発生する可能性がある」と想定することが適切な津波』というべきである。また、伊方原発最高裁判決の趣旨、原子力安全委員会安全目標専門部の報告書の趣旨からも、推本の長期評価は取り入れられるべきものといえる。（この部分は、7月上旬に申立人側に審査会事務局からなされた質問に対して、申立人側で提出した上申書に記載した内容が取り入れられている－引用者注）」 「東京電力も、当初は、耐震バックチェックにおいて推本の長期評価を取り入れる方針であったが、耐震バックチェックの期限に対策が間に合わない場合、原発の運転停止のリスクが生じると考え、採用を見送り、関係者の根回しを進めたことがうかがわれる。」 「東京電力は、推本の長期評価等について土木学会での検討を依頼しているが、最終的には、想定津波水位が上昇し、対応を取らざるを得なくなることを認識してワーキンググループを開催していることから、土木学会への依頼は時間稼ぎであったといわざるを得ない。」 「東京電力は、対策にかかる費用や時間の観点から、津波高の数値をできるだけ下げたいという意向もうかがわれるが、もともと地震・津波という不確実性を伴う自然現象に対する予測であり、算出された最高値に基づき対応を考えるべきであった。東京電力は、推本の予測について、容易に無視できないことを認識しつつ、何とか採用を回避したいという目論見があったといわざるを得ない。」 「地震・津波の予測は、不確実性を伴う自然現象に対するものであり、そもそも、いつどこで起きるかまで具体的に言い当てることは不可能である。推本の長期予測に基づく津波高の試算を確認している以上、原発事業者としては、これを襲来することを想定し、対応をとることが必要であったと考える。」（議決書7頁～9頁）

東京電力は、申立人らが指摘し続けた、自ら推本の予測に基づいて行った数々の津波の試算について、「試算が現実に起きるとは思わなかった。念のために土木学会に検討を依頼しただけである」と言い訳していた。検察庁はこのような不合理的きわまりないいいわけをそのまま認めてしまった。

これに対して、検察審査会は、市民的良識を発揮し、東電の役員たちは、対策が必要であることはわかっている、途中まではその検討や準備もしたのに、改良工事のために原発が長期停止になることをおそれ、時間稼ぎのために土木学会に検討を依頼して、問題の先送りをしたと認定している。事態を正確に理解した、極めて正しい認識である。このような正しい認識を基礎として、検察には、徹底した再捜査を求めたい。

8 浸水したら、過酷事故になることはわかっていた

議決は、次のような事実を根拠に、東京電力の役員らは、浸水したら、過酷事故になることはわかっていたと論じている。

① スマトラ沖津波でインド・マドラス原発の非常用海水ポンプが水没して運転不能になったことや、平成17年、宮城県沖地震において東北電力の女川原発で基準を超える地震動が発生したことを踏まえ、平成18年1月、保安院と独立行政法人原子力安全基盤機構において、溢水勉強会が開催された。これは設計上の想定津波水位を超える津波が襲来した場合の設備・機器等に与える影響を把握すること等を目的とした勉強会であった、平成18年5月、第3回溢水勉強会において、東京電力は、福島第一原発5号機の敷地高を1mを超える高さの津波が無制限に襲来した場合の検討状況を報告した。このような津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、炉心損傷に至る危険性があること、また、建屋への浸水で電源

設備が機能を失い、全電源喪失に至る危険性があることが示された。

② 溢水勉強会の結果を踏まえて開催された安全情報検討会の資料には「敷地レベル＋1 mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できない」「福島第一原発5号機については現地調査を実施し、上記検討結果の妥当性について確認した」との記載がある。

③ また、東京電力においては、平成3年の福島第一原発1号機が海水漏れ事故で、溢水により冷却機能が喪失しかけるという事態が生じた。この事故からも、溢水事故の怖さ、溢水対策の必要性は十分認識していたと考えられる。（議決書9頁）

議決は、以上のような事実を認定し、「東京電力は、少なくとも敷地レベルを超える津波が襲来した場合、全電源喪失、炉心損壊にいたる危険性を認識することができたし、実際に起きた事故の教訓からも、溢水対策が必要であることは認識できていたと考える」とした。非常に堅実な議決となっており、検察はこの議決をもとに、再捜査を行うべきである。

なお、被疑者らはこれらの研究に対し「溢水が発生する確率にふれるところがないから意味がない、対策のとりようがなかった」と弁明している（別件株主代表訴訟被告武黒ら第1準備書面19頁～20頁、補助参加人第8準備書面第2、3（5～6頁））が、その確率は前記の多数の津波予測研究において明らかになっていることから、意味のない言い逃れである。

9 必要な対策を講じていれば、結果の回避、軽減はできた

議決は、以下のとおり、それぞれの時点で、どのような安全措置を

とることが可能であったかを具体的に指摘し、これらの措置を講ずることができていれば、結果の回避あるいは軽減ができたことを明らかにしている。

① 平成18年の段階

溢水勉強会は、想定外の事態が発生した場合の対応を研究するために開催されたもので、各電力会社の上層部にも報告されることになっていた。

シビアアクシデント対策は、規制要件とはなっていないものの、自主的な対策が求められていたものであり、この時点で、全電源喪失に備えた対策を取ることは十分に考えられた。

仮に、この時点から具体的な検討を始めていれば、検察官が指摘するような対策、すなわち、蓄電池や分電盤を移設し、H P C I（高圧注水系）やS R 弁にケーブルで接続すること、小型発電機、可搬式コンプレッサー、水中ポンプ等を高台に置くこと等の措置を講じておくことは十分に可能であった。

② 平成20年の段階

平成20年6月、被疑者武藤栄がO. P. + 1 5 . 7 mの試算を受け、実際に対策を検討させている。平成20年8月、被疑者武黒一郎にも試算結果を報告している。その時点から、対策を進めていれば、溢水勉強会も踏まえて、上記①記載の措置を講じることは可能であった。

検察官はこれらの措置をとるにも、高台に配備するだけでは足りず、事前に蓄電池とH P C I 及びS R 弁をケーブルで接続する工事が必要となり、その場合、設計及び工事期間、福島県の事前了解、経済産業大臣に対する設置許可などの手続が必要となり、結局3年以上の期間を要するというが、安全対策を取ることにについて、漫然とこのような

長期間を要するとする根拠が明確ではない（上申人註：現に浜岡原発では1年で高さ20m、長さ1.5kmの防潮堤を築いている）。

また、今回の事故については、全電源を喪失し、必要な機材等も不足するという過酷な状況において、事前の訓練やマニュアルもない中で関係者の尽力により、より深刻な事態を防ぐことができたものと評価できる。

これを踏まえると、長期間を要しない安全対策、例えば、電源車や電源盤を搭載した自動車、可搬式コンプレッサー、必要機材などを高台に移設したり、シビアアクシデント対策として緊急時のマニュアルの整備や訓練などもやっておけば、本件の被害を回避し、少なくとも軽減することができたと考える。電源喪失を防ぐための建屋の水密化についても、この時点から対策を開始すれば、津波発生までに間に合い、事故は回避できたと考える。費用についても防潮堤設置に比べ低額であり、一現実的に可能な選択であったと考える。

③ 平成22年8月の段階

平成22年8月に福島地点津波対策ワーキングを開催し、非常用海水ポンプの水密化などの検討を始めたのは、推本の長期評価や貞観津波に基づく対策を取らざるを得なくなることを認識したからであると考えられる。

この時点においても、前記②の長期間を要しない安全対策を取ることが可能であり、これにより被害を回避するか、また、回避できなくても軽減できたと考える。

④ 原子力発電所の運転停止について

原子力発電所は一度事故が発生したら取り返しがつかない。東京電力も規制当局も、何をするにも原発の稼働ありきを前提に動いている

ように見受けられるが、安全性に疑問が生じた場合は、先ず、運転を停止し、安全が確認されてから稼働することを考えても良いのではないか。（議決書10頁～11頁）

この、議決によれば、被疑者らは、結果を予見し、回避のための措置も検討しながら、経済的な損失を避けるため、回避措置をとらなかったことがわかる。

とりわけ、平成18年の段階で津波高が14メートルを超えると全電源を喪失することがわかっていたこと、平成20年に推本の長期予測に基づけば15.7メートルの津波が襲う可能性があることがわかった。試算結果の報告を受けた当初、被疑者武藤は水密化等機器の対策についての検討も指示していた。これを原発停止による経済的損失を避けるため、土木学会に委ねることに方針転換し問題を先送りし、後に貞観津波の報告を受けても何らの対策をとることなく、本件地震を迎えることとなったのである。

被疑者武藤が、いったんは災害の結果を予見してこれを回避するための措置を検討したことは決定的に重要であり、検察が拠って立つ具体的予見可能性説によっても、検察審査会の議決が認定した事実経過（これは検察庁の認定と異ならない）とその理解（土木学会への検討依頼は時間稼ぎであった）にもとづいて、この判断に関与した被疑者武藤、武黒、勝俣、小森の4名については優に起訴が可能であると考える。

10 規制当局や他の電力事業者も十分な対応をしていないということは、東電の言い逃れの理由とはならない

① 検察官は、被疑者らを不起訴とした理由の中で、保安院等の規制当局から推本の長期評価を踏まえた津波対策を講じるべきとの指摘等

がなされたことがなかったことや、他の電力事業者においても推本の長期評価を全面的に取り入れた津波対策を実施していたわけではなかったこと、中央防災会議において福島県沖の津波地震は防災対策の対象から除かれたことにも触れている。

② この点について議決は次のように適切に反論している。
そもそも安全確保のために第一義的に責任を負うのは、規制当局ではなく個別の事業者であり、規制当局からの指摘がないとか、他の業者もやっていないなどの理由で、責任を免れるものではない。また、中央防災会議はその目的を異にし、原子力発電所を稼働させる事業者に課せられている注意義務と一律に論じることはできない。

③ 規制当局も事業者も、耐震バックチェック等をクリアし、原発の運転停止という事態に至らないように連携していたように見受けられる。例えば、O. P. + 1 5. 7 mという試算結果についても単なる対処すべき数値として捉え、生命や財産に対する現実のリスクであるという感覚が希薄になっている。安全に対するリスクが示されても、単なる数値と見るだけで、実際には発生しないだろう、原発は大丈夫だろうというような曖昧模糊とした雰囲気が存在していたのではないか。このような規制当局と事業者の態度は、本来あるべき姿から大きく逸脱しているし、一般常識からもずれているといわざるを得ない。安全神話の中にいたからということで、責任を免れることはできないと考える。（議決書 1 2 頁～ 1 3 頁）

議決内容は、まさにそのとおりである。原発神話のなかに安住し、慢心していたことは罪を逃れる理由とならない。檢察もこのような前提に立つべきである。むしろそのことこそが原発の重大事故を引き起

こす原因たる重大な罪であり、これを戒めなければならないのである。

1 1 各被疑者らの責任

以上を踏まえ、議決書は各被疑者個人について、責任を問うことができるかどうかについて、次のように具体的に検討している（議決書 13 頁～18 頁）。重要な認定事実については、下線を施した。

(1) 被疑者勝俣恒久

① 被疑者勝俣恒久（以下「勝俣」という。）は平成14年10月からは社長、平成20年7月からは会長として各種経営判断を下せる立場にあった。社長在任中、平成19年7月に新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事故を経験し、想定外の事態が生じることの認識も持っていた。

② 中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の運転停止の問題を受け、迅速・適正な経営判断を行うべく「中越沖地震対応打合せ」を開催し、出席していた。勝俣も参加していた平成20年2月の打ち合わせにおいて、福島第一原発の津波高の想定について、0. P. + 7. 7 m 以上に変更され、さらに大きくなる可能性が記載された資料が配付され、参加者から「1.4 m 程度の津波が来る可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるが、そこから整理する必要がある」との発言もあった。

その後に開催された会議の資料には、津波の部分について手書き（誰が書いたか不明）の書込みがあるメモが残っており、津波に関して実際に議論ないし報告がなされていたものと考えられる。

③ 勝俣によれば、耐震バックチェックを通すことが重要な課題であり、津波に対する安全性は、最終報告において行うこととしたため、

その間の時間があつたので、喫緊の課題と考えていなかったとのことであり、また、全電源喪失に対応するシビアアクシデント対策については、既に講じられていると思いこんでいたという。巨大企業の最高経営責任者として、日々膨大な情報に接し、また、多くの事項については部下である担当者に任せているため、報告を受けた事項について記憶してないこともあり得る。

しかし、耐震バックチェックは通すことが目的なのではなく、安全性の確保こそが目的であり、安全性の確保に関わる事項については、特に関心を持って対応をすることが必要であつたし、部下に任せるのであれば、部下に対しても安全確保を第一とする適切な指示・指導が必要であつた。勝俣は、株主総会において「緊急事態発生時の体制を絶えず検証・改善するとともに、平常時のリスク管理活動の充実に取り組んで参ります」と自ら述べているが、不十分なものであつたといわざるを得ない。

④ 以上述べたように、勝俣は、福島第一原発において、従来の想定を大きく超える津波が襲来する可能性に関する報告に接していると考えられ、推本の長期評価に基づく具体的な試算結果や、津波が襲来した場合の影響についても知りうる立場・状況にあつたといえる。また、当時の東京電力の最高責任者として、各部署に適切な対応策を取らせることも可能な地位にあつた。勝俣は、重要な点については知らなかつたと供述しているが、資料を見る限り、そのまま信用することはできない。よって、当審査会は、審査の結果、起訴相当との決議に至つた。

(2) 被疑者小森明生

① 被疑者小森明生は、平成20年6月から福島第一原発所長、平成

22年6月26日から原子力・立地副本部長の地位にあった者であり、長年にわたり原子力に関わる部署に属し、原子力発電所に関する知識と情報を有する者である。

② 小森は、平成20年2月、3月の「中越沖地震対応打合せ」で津波に関する報告を受けたものと考えられる。その後、福島第一原発所長に就任し、平成20年9月に行われた福島第一原発に関する耐震バックチェック説明会でO. P. +15.7mの試算結果や、現状よりも大きな津波水位を評価せざるを得ないので津波対策は不可避である旨の報告を受けた。

小森は、福島第一原発の所長ではあったが、耐震バックチェックに対してどのように対応するかは、上司である被疑者武藤らに決定権があったものと考えられる。

③ 以上のとおり、小森は、O. P. +15.7mの試算結果や津波対策をとる必要があること自体についての認識はあったといえるが、どのような対策をとるかについての決定権を有していなかったと考えられる上、詳細な情報を共有していなかったのではないかとも思われる。

小森については、当時の具体的な立場や権限、どの程度の情報を得ていたのかについて再度捜査を行った上で適正に判断されるべきと考え、不起訴不当とした。

(3) 被疑者武藤栄

① 被疑者武藤栄は、平成17年6月に執行役員原子力・立地本部副本部長に就任し、平成20年6月には常務取締役原子力・立地本部副本部長、平成22年6月には取締役副社長原子力・立地本部を務め、

原子力発電所に関する知識、情報を持ち、技術的事項に関して実質的な判断を下すことができる立場にあった。

② 武藤は、平成20年6月、推本の長期予測に基づくO. P. + 15. 7 mの試算結果の報告を受けている。当初、東京電力としては、耐震バックチェックに推本の長期予測を取り入れる方向で動いていたが、武藤自らの提案により、土木学会に検証を依頼する方針に転換した。

耐震バックチェックでの推本採用を見送るにあたって学者への根回しを指示したり、保安院への試算結果の報告を遅らせたこともうかがわれる。

試算結果の報告を受けた当初は、水密化等機器の対策についての検討も指示していたが土木学会に委ねることに方針転換して以降、後に貞観津波の報告を受けても何らの対策をとることなく、本件地震を迎えることとなった。

③ 武藤は、推本の長期評価に基づくO, P. + 15. 7 mの試算の報告を受けており、その時点で、適切な措置をとるべきことを指示し、結果を回避することができたものと考えられるので、起訴が相当であるとの決議に至った。

(4) 被疑者武黒一郎

① 被疑者武黒一郎は、平成17年6月に常務取締役、原子力・立地本部長、平成19年6月に代表取締役副社長、原子力・立地本部長となり、原子力担当の中ではトップの地位にあった。原子力発電所に関する知識、情報を持つとともに、原子力関係の経営判断を行える立場であった。

② 武黒は、平成20年2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高が上昇する旨の資料を確認するとともに

に、参加者から「14m程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしている。

平成20年8月には、武藤からO. P. +15.7mの試算結果の報告を受けたが、直ちに対策をとることをせず、土木学会に検証を依頼する方針を了承した。

平成21年4, 5月ころには、O. P. +15.7mの試算とともに、貞観津波についても土木学会に検証を委ねることの報告を受けている。

③ 以上のとおり、武黒は、推本の長期評価に基づくO. P. +15.7mの試算の報告を受けており、その時点で、適切な措置をとるべきことを指示し、結果を回避することができたものと考えられるので、起訴相当であるとの決議に至った。

12 検察は、徹底した再捜査を行い、被疑者4名を検察自らの手で起訴せよ

(1) 議決のむすびに示された審査会委員の思い

議決は「むすび」の中で、次のような審査会の思いを明らかにしている。

「当検察審査会は、様々な意見を元に、度重なる議論を経た上で、以上のとおり決議するに至った。本件は事案解明という点からも非常に困難な事件であり、未だ明らかとなっていない点も多く存在すると思われる。検察官においては、一般市民から選ばれた検察審査員によって構成された当検察審査会の議決の趣旨に沿って、再度、捜査を行った上、適正に判断がなされることを期待するものである。」（議決書18頁）

多数回にわたる真剣な議論の結果、この審査結果として結実したこ

とがわかる。検察は、このような一般市民の深い思いを重く受け止め、徹底した再捜査を行わなければならない。

(2) 今後の手続

今後は、地検が再び捜査し、起訴するかどうか判断する。ただし、検察があらためて不起訴にしても、検察審査会が再度、「起訴すべきだ」との判断をすれば、強制起訴され、裁判が始まる。

起訴相当の議決は11人中8人以上の賛同がなければ出せない。勝俣、武黒、武藤の三名の被疑者については、起訴することに、11人中8人以上の賛同が得られたということである。裁判員裁判制度のもとでは、死刑判決ですら裁判員と裁判官の単純多数決で決することとなっている。そのことを考えると、この起訴相当の議決の持つ意味は極めて重い。

(3) 徹底した再捜査を行い、検察自らの手で起訴を

昨年9月の不起訴のあとの杉山検察官の説明でも、「東電役員は白ではない。灰色だ。」という説明であった。高橋哲哉東大教授は、朝日新聞のインタビューで、「民意が脱原発に向かっているという背景があって出された議決とも言える。」「検察は東電への強制捜査すらせずに不起訴の判断をしていたが、本当はすべきだった。今からでも遅くはない。政府の顔色をうかがって結論を出すのではなく、厳正な再捜査をすべきである。」と述べている。

また、7月31日のNHKの報道によると、「東京地方検察庁の中原亮一次席検事は『議決の内容を十分に検討し適切に対処したい』』というコメントを出しました。捜査に関わった法務・検察の幹部の1人は『東日本大震災と同じ規模の巨大地震や津波を具体的に予測するのは難しく、捜査は尽くしていただけない今回の議決には驚いた。起訴相

当の議決が出ることは想定しておらず見通しが甘かった。今回の議決は重い判断であり冷静に受け入れて再捜査する必要がある』と話しています。」とされている。

31日付東京新聞によれば、「当時の捜査にかかわった検察幹部は、『不起訴処分事実を広く集め、組織として判断した。集めた事実をどう評価するかの問題だから、見方によっては違う結論もあり得る』と、努めて冷静に受け止めた」とされる。

検察組織の中に、なぜ自らの行った不起訴の判断が多くの市民の理解を得られなかったことについて、このような反省の声ともいえるべきものがあることに私たちは、大いに勇気づけられる。仮に、検察が再度不起訴としても、この議決の内容からすれば、次に開かれる検察審査会で覆される可能性はないであろう。だとすれば、強制起訴は必至である。

我々は、検察庁に問いたい。日本の現代史に残る重大事件について、事業者の最高幹部の刑事責任を明らかにする刑事裁判の検察官席に座るものが検察官でなく、指定弁護士であって良いのか。指定弁護士は、他に多くの業務を抱えた市井の弁護士である。通常の一般刑事事件であれば、十分担当できるであろうが、本件のような超大型事件を長期にわたって担うことは組織的に著しく困難である。検察は、検察の名誉をかけてこの重大事件を自らの手で公判遂行すべきである。指定弁護士の手に委ねるような無責任なやり方をして欲しくない。

ところで、検察は、直ちに再捜査に着手し、東京電力の捜索をすみやかに実施すべきである。

福島第一原発の現場については、当初は事故収束の緊急作業が進行中だったから遠慮したことは理解できる。しかし、緊急作業が終了した現在は、押収・捜索・実況見分には何の支障もないはずである。放射能に汚染された物は押収できまいが、現物を詳細に撮影し、指示説

明を詳細に記録しておくことは絶対に必要である。放火事件、失火事件では警察が直ちに現場検証することは常識である、検察はなぜこの捜査の常道を守らないのか。

また、被疑者勝俣、武黒、武藤、小森の4人について、再度の集中した取調を実施し、議決に示された供述の矛盾点や信用できない点について論理的に追及するべきである。

これらの捜査にある程度の時間を要することは、申立人らも理解できる。検察官は、十分な捜査を行うために検察審査会法41条の2第2項に基づき、再捜査の期間について延長を必要とする期間（3ヶ月が適当であると思料する）とその理由を通知し、6ヶ月の再捜査期間を確保し、徹底した再捜査を行うよう求める。

そして、再捜査の結果を踏まえて検察自らの手で少なくとも、起訴相当とされた勝俣、武黒、武藤の3名の被疑者だけでなく、不起訴不当とされた小森被疑者までを加えた4名の被疑者について起訴をし、責任を持って公判を遂行するべきである。多くの市民が、これだけの事故を起こし、事前に対策をとるべき時点がこれだけ明確に指摘され、いったんは対策をとろうとしたにもかかわらず、発電の中断を怖れて対策を先送りした被疑者勝俣、武黒、武藤、小森の刑事責任の解明を公開の法廷で行うことを求めている。検察審査会の議決に示された市民の良識に耳を傾け、メンツを捨てて注意義務のレベルと過失判断の基準、不起訴の判断について勇氣を持って見直し、起訴の決断を下すことこそが、検察が正義の味方として市民からの信頼を取り戻す途であると信ずる。

国民は検察の次の処分を期待を持って注視している。正義の味方として国民の支持と賛辞を得るか、不正行為の追認者として国民から見放されるか、検察は重大な岐路に立っている。

「被害者とともに泣く」「巨悪を許さない」検察の本旨にのっとり

た処分を切望する。

第3 結論

検察は、検察審査会の議決に基づき、福島第一原発事故の真実を明らかにし、各被疑者の刑事責任を明らかにするため、捜索を含む強制捜査と取調を実施し、被疑者勝俣、武黒、武藤、小森について起訴をするべきである。

以上